

令和3年11月5日

支出負担行為担当官

大阪航空局長 酒井 洋一

「松山空港事務所庁舎外1棟浸水対策工事」質疑回答書

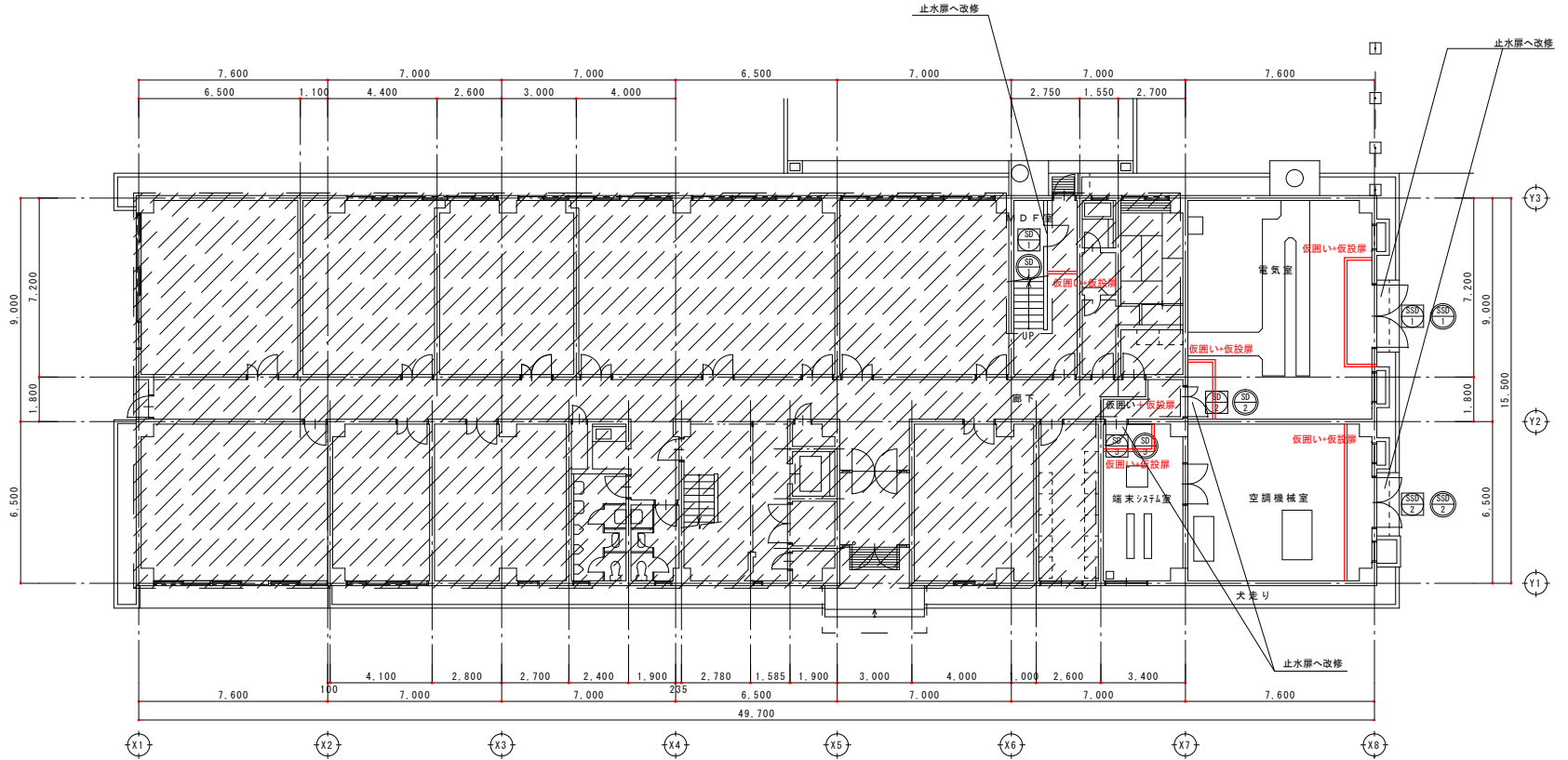
標記の仕様書等に関する質疑事項について、下記のとおり回答致します。

記

図番	質疑事項	回答	
1	登録基幹技能者の配置予定について	競争参加資格提出書類【登録基幹技能者の配置】にて現場配置予定者に三名記載し実際工事開始時には三名のうち一名を配置するようにしてもよいでしょうか。	複数の技術者を申請することは可能ですが、当該契約を受注した場合、申請された複数の技能者全員を配置して頂くこととなります。
2	A-02	既存部分の養生において、事務所庁舎(電気室や空調機械室等)及び電源局舎(エンジン室や機械室等)の設置機械等にビニールシートや合板での養生となっていますが設置(養生材の載掛けや固定)は可能でしょうか。改修部分を仮囲いC程度で仮囲いを行った方がよいでしょうか。	別紙1及び別紙2のとおり、改修部分の建具から1.0mの範囲に仮囲いB種及び仮設扉の設置で計画していますが、現地調査にて監督職員と協議の上、決定するものとします。
3	A-09・17	現況撤去建具を撤去後、新設建具取付完了までの期間(常時出入りができるようになります)において、事務所庁舎(電気室や空調機械室等)及び電源局舎(エンジン室や機械室等)への侵入防止対策は建物外部に仮囲い(万能鋼板H2.0+仮設扉)程度にしたらよいでしょうか。	質疑回答2より改修部分(建物内部)に仮囲い及び鍵付の仮設扉で行い、部外者が入れないように施錠するものとします。
4	設計明細P20 外壁改修 A-13	上記において新設補修部と新設建具にはシーリングを充填しますが、新設補修部と既存躯体との取合にはシーリング充填は必要ないでしょうか。	不要です。
5	設計明細P22 建具改修 A-16	A-16においてSD-2は防火設備となっていますが設計明細では防火設備となっていません。防火設備にて見積もりをしたらよいでしょうか。	A-16の記載は誤りです。正しくは防火設備ではなく、【鋼製 親子開き止水扉】としてください。
6	M-07	250KVA及び500KVAの可搬型発電装置の配置について同一場所に配置されています施工時期は同時と考えてよいでしょうか。また、配置計画、運搬車両及び揚重機の選定に必要なので貸与品の寸法及び重量をご指示ください。	基礎かさ上げのためには同時に施工が必要と考えております。 仮設機器の寸法及び重量は以下の通りです。 500kVA可搬型発電装置・・・W=1,650mm D=6,700mm H=2,600mm 約9,500kg (油圧ジャッキ装置無し) 250kVA可搬型発電装置・・・W=2,300mm D=8,500mm H=2,700mm 約11,000kg (油圧ジャッキ装置有り) 仮設燃料タンク・・・W=2,300mm D=2,050mm H=2,625mm 約1,700kg 仮設昇圧(降圧)用変圧器盤・・・W=1,300mm D=1,200mm H=1,500mm 約1,300kg ※油圧ジャッキ装置・・・機付きのジャッキ装置にて自機の持ち上げ・若干の横移動が可能。

7	M-07	電源局舎側の止水ドア関係工事は仮設発電装置設置後に行うのでしょうか。	止水ドア改修は可搬型発電装置設置後でなくても施工は可能です。
8	M-07	発電装置に関係する仮設配線はリース品を使用してもよいのでしょうか。	リース品を使用しても問題はありませんが、事前の耐圧試験等の実施により使用に耐えるものであるかどうか確認が必要です。
9	M-06	照明用発電設備用放熱器の基礎かさ上げを行います。現況位置から一度別の場所に移設し建築側かさ上げ工事を行った後、再度移設と考えるともよいのでしょうか。その場合、移設作業は2回行うように計上したのでよいのでしょうか。	記載頂いた通りです。 なお、かさ上げする放熱器は2基(照明施設用・無線施設用)となります。
10	M-07	仮設燃料タンク内の満タン分燃料(900L)及び施工時の点検使用に関する使用分については見積もり内で計上しなくてもよいのでしょうか。	既設の燃料タンクより、必要分を工事内で移送することを考えておりますので、燃料分の計上は不要となります。
11	E-05	ハンドホールの止水材(ストバック2100アクアストップ)参考仕様とご指示がありますが、同等品に変更するのは可能でしょうか。	同等品への変更は可能ですが、契約後監督職員と協議のうえ決定となります。
12	M-07	可搬型発電装置やその他周辺機器は現況地盤の上に仮設置を行うようにしてもよいのでしょうか。図面上、滑走路の排水路上になるかと思われます。また、現状地盤の養生等は必要でしょうか。	現況地盤上に仮設することに関して問題はありませんが、設置に際し水平出しや路盤保護の必要があることから、木材や鋼材を使用した養生は必要となります。 なお、詳細な設置位置は契約後、現場調査のうえ決定することで考えています。
13	M-07	仮設燃料タンク900Lの設置に伴い消防検査は必要になるのでしょうか。また、その他に申請が必要なものはありますか。	消防検査の要否については所轄消防署の判断となります。 仮設作業に際して想定される申請は以下の通りとなりますが、所轄消防署との協議により変更になる場合があります。 ・少量危険物貯蔵届出書 (仮設燃料タンク) ・少量危険物貯蔵廃止届出書 (仮設燃料タンク) ・発電設備設置届出書 (仮設発電装置)

別紙 1



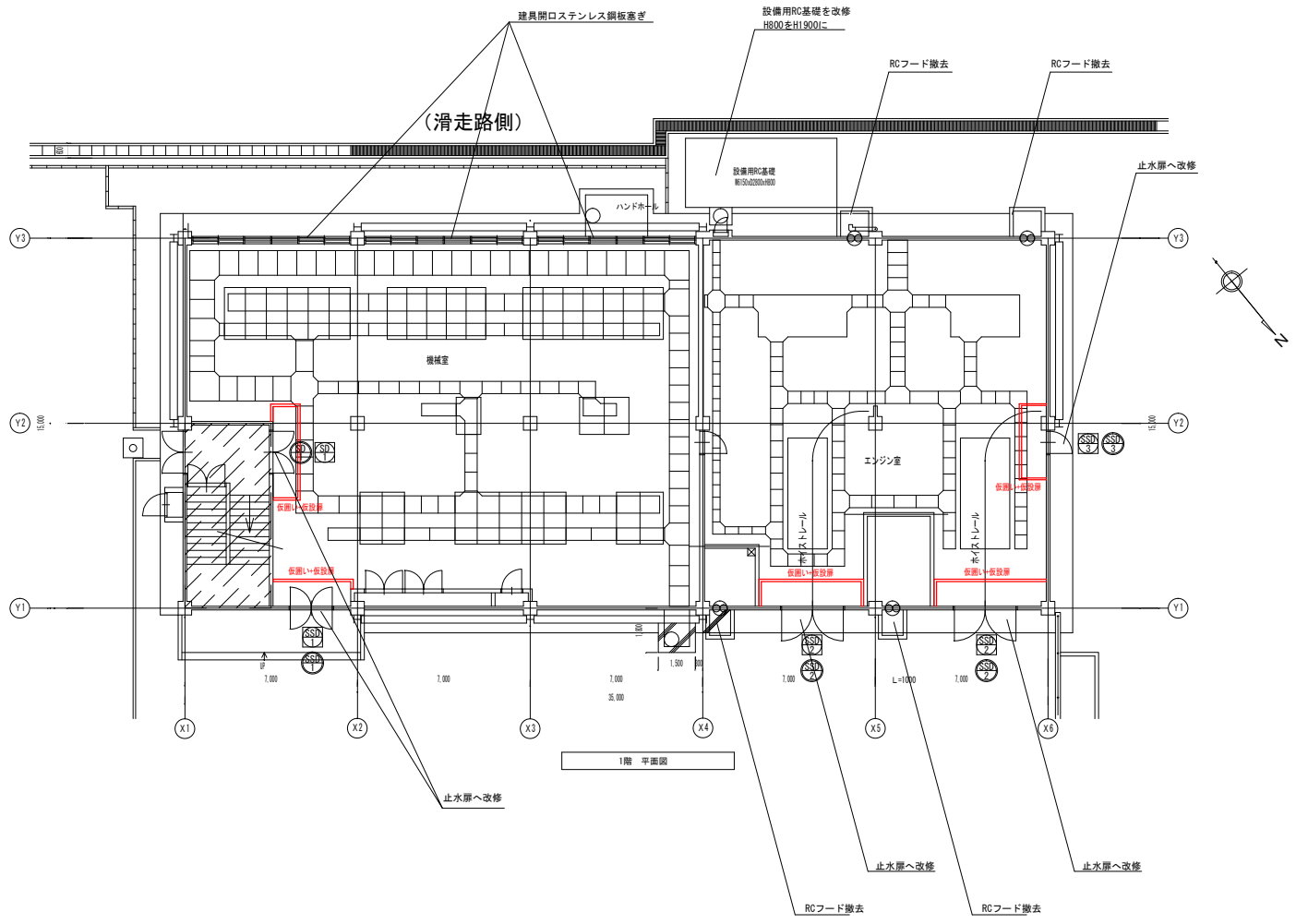
1階平面図 1/100

※仮設扉は各1か所としW900 x H2000とする。

凡例	
	止水対策対象外室を示す
	現況・撤去建具番号を示す
	改修建具番号を示す

国土交通省 大阪航空局 空港部 建築室					
松山空港事務所庁舎外1棟浸水対策工事					
事務所庁舎 IF平面図					
令和 3 年 3 月	単位	mm	尺度	A1 1/100 A3 1/200	図番 A-09
調査職員	総括調査職員：今城朋之 主任調査職員：千村淳 調査職員：長森昭仁	設計者	株式会社建研研 一級建築士 登録第162964号 大岡 永知		(押印欄)

別紙 2



※仮設扉は各1か所とL#900 x H2000とする。

凡例	
	止水対策対象外室を示す
	現況・撤去建具番号を示す
	改修建具番号を示す

国土交通省 大阪航空局 空港部 建築室							
松山空港事務所庁舎外1棟漏水対策工事							
設計図							
電源局舎 1F平面図							
名称	令和 3 年 3 月	単位	mm	尺度	A1 1/100 A3 1/200	図番	A-17
調査員	総括調査職員：今城朋之 主任調査職員：千村淳 調査職員：長森樹仁	設計者	株式会社建研研 一級建築士 登録第162964号 大岡 永知		印		